（様式 5）

# 看護学教育評価

# 自己点検・評価報告書

2024 年 5 月 15 日

名桜大学人間健康学部看護学科

（評価実施年度）　2024 年度

（様式 5）

**評価基準１．教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み**

当該大学の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーと一貫した、看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき当該大学独自の教育課程の枠組みができていること。

**評価項目：１－１．看護学学士課程の教育理念・教育目標**

名桜大学（以下、本学）は、平成 6（1994）年、沖縄県並びに名護市を中心とする北部 12 市町村の醸金によって設立されました。沖縄県唯一の公設民営の私立大学として、「平和」、「自由」、「進歩」を建学の精神とし、「国際社会で活躍できる人材の育成」を教育目標に掲げ、国際学部（国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科）の単科大学として開学しました。

平成 17（2005）年 4 月には、人間の健康について包括的な研究（健康スポーツ・社会福祉・ 心理・保健・医学の分野）を行うことで、21 世紀の少子高齢化社会及びグローバル化社会のニーズに対応しうる人材を養成し、地域社会へ貢献することを目的に人間健康学部（スポーツ健康学科）が設置され、平成 19（2007）年 4 月に、過疎がすすむ沖縄県北部の保健･医療･福祉人材の養成という地域のニーズをふまえ、地域社会および国際社会に貢献しうる実践能力のある看護職を育成することを目的として人間健康学部に看護学科が設置されました。同時に国際学部を国際学群に改組しました。

そして、平成 22（2010）年 4 月には「地方独立行政法人法」に則り、公立大学法人へと移行しました。建学の精神「平和」、「自由」、「進歩」は公立化後も継承され、公立大学法人名桜大学定款や学則に反映されています（資料 1　公立大学法人名桜大学定款）。

人間健康学部看護学科は、この使命を果たすために、次のとおり教育理念を掲げています。「生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観と、豊かな幅広い人間性を培うとともに、その人がその人らしく生きられるように、ヒューマンケアを提供できる質の高い看護専門職者を育成することです。保健医療福祉を統合的に捉え、社会のニーズに対応し、地域社会および国際社会に貢献しうる実践能力のある健康支援人材を育成します。そのために、看護学科では人間のこころとからだの理解を基盤として、生きることの意味や人間をホリスティックに理解することを学び、健康に関わる専門知識・技能を統合的に修得します。また、健康の保持、増進の方策を科学的に探究し、『市民参画型の健康づくりを支援する専門職（看護の対象となる人、1 人ひとりが健康づくりに参画することを支援する専門職）』の育成を目指します（資料 17-1　2023 年度人間健康学部履修ガイド　79 頁）。」これら教育理念は、大学設置の目的、建学の精神および教育目標と合致しています。

人間健康学部看護学科の教育目標として、質の高い看護職者を養成するため、以下の教育目標を設定しました。

１）幅広い教養を身につけた良識のある社会人として、思いやりのある豊かな人間性を培い、人間としての尊厳と権利を擁護できる能力を養う。

２）多様な背景をもつ人々と信頼関係を築き、看護専門職としてケアリングとヘルスプロモーションの能力を育成する。

３）成長し続ける看護職として、自己評価能力、自己教育力を身につけ、 倫理的判断力とクリティカルシンキングに支えられた実践能力を育成する。

４）保健、医療、福祉において看護専門職として自立性と参画力を育むとともにヒューマンサービスを提供する人々との協働者、調整者としての能力を養う。

５）看護の社会的役割を認識し、国際性を育みながら広く社会に貢献する能力を養う。

６）科学的な探究心及び研究開発能力を培い、知識創造の喜びを感得し、 創造的な人間として看護実践科学の発展に貢献できる能力を養う。

この 6 項目の教育目標は、具体的な能力や態度、姿勢を養成することを明示しています。

なお、当該教育目標については、学生に配布する履修ガイドへ掲載していなかったことから、令和 6（2024）年度の「履修ガイド」より掲載しています。

本学は、前述のとおり「公設民営」の大学として開学した経緯から地域貢献は大学の使命のひとつと考えています。

我が国は、世界有数の長寿社会を形成しており、慢性疾患や高齢者の増加で在宅支援や地域看護などの在宅介護サービスの需要が見込まれ、保健医療サービスだけでなく福祉制度を包括的に活用した生活者の視点に立った看護および介護が求められています。

従って、本学は「地域の大学」として、高齢者の健康維持や看護・介護の充実、住民の QOL を守る「保健・医療・福祉を包括したケアシステム」の実現に向け積極的に地域に貢献する人材を育成することが不可欠です。

そのために、看護学科教育課程では、前述の『市民参画型の健康づくりを支援する専門職（看護の対象となる人、1 人ひとりが健康づくりに参画することを支援する専門職)』の育成を目指しています。市民が主人公となる医療の場を創出できる看護専門職者の育成に向け、学生が主体的に自らの学びの場づくりに参画することを意図した「参画型看護教育」に取り組んでいます（資料 17-1　2023 年度人間健康学部履修ガイド)。学生は、ゼミ活動、クラス活動、学年活動など、さまざまな授業スタイルで、教員と協働して授業づくりに参画する機会が設けられています。また、正課内外を問わず、住民への健康支援活動等を通して、「自己との対話」、「他者（仲間、教員、職員との）との対話」、「地域社会との対話」を体験し、自己教育力、自己評価力、協働参画力を育むことを教育目標に位置づけて教育課程を編成しています。

**評価項目：１－２．看護学学士課程のディプロマ・ポリシー等**

人間健康学部看護学科のディプロマ・ポリシー（以下「学科 DP」という。）は、建学の精神を踏まえた、全学的なディプロマ・ポリシー（以下、「全学 DP」という。）の４つの柱と、看護学科教育目標（以下、「学科目標」という。）に基づき、学科 DP が構成されており、卒業時にどのような能力、態度、姿勢を有していれば学位が授与されるかを学生に明示しています（資料 17-1　2023 年度人間健康学部履修ガイド　4 頁）。

これら「学科 DP」、「全学 DP」及び「学科目標」については、以下のとおり、構成されています（資料 37　全学的 3 つのポリシーと看護学科 3 つのポリシーの対応表）。

学科 DP①の「豊かな教養、深い専門性、高い倫理性を兼ね備え、生命の尊厳と人権を尊重し擁護する力」は、全学 DP1 の「豊かな教養、深い専門性、高い倫理性」および学科目標の「幅広い教養を身につけた良識のある社会人として、思いやりのある豊かな人間性を培い、人間としての尊厳と権利を擁護できる能力を養う」と対応しています。

学科 DP②の「地域社会や国際社会の課題に取り組み探求し続けるための生涯学習力」は、全学 DP2 の「地域社会や国際社会の課題に取り組み探求し続けるための生涯学習力」および学科目標の「成長し続ける看護職として、自己評価能力、自己教育力を身につけ、倫理的判断力とクリティカルシンキングに支えられた実践能力を育成する」と対応しています。

学科 DP③の「自由な発想で課題を発見し、批判的・論理的に思考し、解決する力を身につけ、人々の健康と福祉に寄与する力」は、全学 DP3 の「自由な発想で課題を発見し、批判的・論理的に思考し、解決する力」および学科目標の「保健、医療、福祉において看護専門職として自立性と参画力を育むとともにヒューマンサービスを提供する人々との協働者、調整者としての能力を養う」と対応しています。

学科 DP④の「多様な視点を尊重し、自らの考えをわかりやすく表現する力」は、全学 DP4 の「多様な視点を尊重し、自らの考えをわかりやすく表現する力」および学科目標の「多様な背景をもつ人々と信頼関係を築き、看護専門職としてケアリングとヘルスプロモーションの能力を育成する」と対応しています。

学科 DP⑤の「看護を必要とする人を全人的に捉え、科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する力」については、学科目標の「多様な背景をもつ人々と信頼関係を築き、看護専門職としてケアリングとヘルスプロモーションの能力を育成する」に対応しています。

学科 DP⑥の「自律性と参画力を備え、関連する専門職者および地域と協働・連携する力」は、学科目標の「看護の社会的役割を認識し、国際性を育みながら広く社会に貢献する能力を養う」に対応しています。

なお、学科 DP⑤および学科 DP⑥については、実践の科学である看護学の特徴を踏まえ、看護学科の教育目標に照らして学科独自に追加したものであり、全学 DP の能力を包含するものと位置付けています。

このように、学科 DP は、全学 DP および看護学科の教育目標に対応して構成されていますが、抽象的で包括的な表現が多く、学生が具体的に理解できるよう、表記の具体性や一貫性について検討する必要があり、今後、全学的に見直し、検討していく予定となっています。

学科 DP に示された能力や態度、姿勢を獲得したことを何によって判断するかについて、新カリキュラムを機に、カリキュラムマップを検討するとともに、学科 DP と各科目との関連性をシラバスに明記するよう改善し、それぞれの科目の単位を取得できていることで DP の達成度を判断しています（資料 27－2　（新カリキュラム）シラバス、資料 17-1　2023 年度人間健康学部履修ガイド　4 頁）。

また、教育課程を修了することにより付与される資格等に関し、卒業時の取得資格として看護師国家試験受験資格と保健師国家試験受験資格（卒業時に必要な単位に加え保健師課程の指定科目を履修し所定の単位を修得した者）が得られることを明記しています（資料 17-1　2023 年度人間健康学部履修ガイド　96～97 頁）。さらに、養護教諭 2 種免許状や衛生管理者の資格など、保健師国家試験合格後に申請することで得られる資格についても明記しています（資料 17-1　2023 年度人間健康学部履修ガイド 93 頁）。

**評価項目：１－３．看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み**

ディプロマ・ポリシーであげた能力を育成するため、以下の方針でカリキュラムを編成します。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）】

1. 豊かな教養と高度な専門知識を統合しつつ、グローバル化に対応できるコミュニケーション力（英語を含む外国語力、母語によるライティング力）、数理的分析能力、ICT 活用力、現代社会の諸問題を解決する能力を 4 年間かけて育成できるカリキュラムを編成する。
2. 科目のナンバリングを行い、単位の実質化を図り、多様な教育方法を実践しながら国際基準に沿った教育を行う。
3. 全ての年次に地域社会や国際社会の課題に取り組む演習科目を配置することで、自立した主体的な学びを促すと共に、他者との対話や議論を通して論理的・批判的な思考力を育成する。
4. 全ての学生を対象として教育課程における学習成果の中間評価を行うとともに、卒業論文等により最終評価を行う。
5. 看護学の専門基礎教育科目および専門性を探求する専門教育科目を適切に配置する。
6. 4 年間を通して学生主体・参画型の少人数教育を実施し、「自己との対話」、「他者との対話」、「地域社会との対話」を通して自己教育力を育む。
7. 専門的な知識・技術を統合し、看護の専門性を発展させる能力や態度を育む。

カリキュラム・ポリシー（以下、「CP」という。）と学科 DP の関係では、以下のとおり、CP には学科 DP が反映されています。

CP①の「豊かな教養と高度な専門的知識・・・　グローバル化に対応できるコミュニケーション力‥数理的分析能力、ICT 活用力、現代社会の諸問題を解決する能力・・」は、学科 DP①に記載されている「豊かな教養、深い専門性、高い倫理性を兼ね備え、生命の尊厳と人権を擁護する力」や、学科 DP②に記載の「地域社会や国際社会の課題に取り組み探求し続けるための生涯学習力」、学科 DP③の「自由な発想で課題を発見し、批判的・論理的に思考し、解決する力・・」を身につけることと関係しています。

CP②の「・・・多様な教育方法を実践しながら国際基準に沿った教育を行う」は、学科 DP④「多様な視点を尊重し、自らの考えをわかりやすく表現する力」や学科 DP⑤「看護を必要とする人を全人的に捉え、科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する力」と関係しています。

CP③の「･･･、自立した主体的な学びを促すとともに、他者との対話や議論を通して批判的・論理的な思考力を育成する」は、学科 DP②の「・・・探求し続けるための生涯学習力」、学科 DP③の「・・・批判的・倫理的に思考し、解決する力を身に付け・・・」や、学科 DP④の「多様な視点を尊重し、自らの考えを・・表現する力」、学科 DP⑥の「自律性と参画力を備え、・・・協働・連携する力」と関係しています。

CP④の「・・・学習成果の中間評価を行うとともに、卒業論文等により最終評価を行う」は、本学のアセスメントポリシーに基づき、教育課程の評価として中間評価および卒業論文等による最終評価を位置付けています。よって、CP④は、学科 DP①～⑥と関係しています。

CP⑤の「・・専門基礎教育科目および・・・専門教育科目を適切に配置する」は、学科 DP⑤の「看護を必要とする人を全人的に捉え、科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する力」を体系的に養う上で深く関係します。

CP⑥の「・・・「自己との対話」、「他者との対話」、「地域社会との対話」を通して自己教育力を育む」は、学科 DP②の「・・・生涯学習力」や、学科 DP③の「・・・人々の健康と福祉に寄与する力」を身につけることや、DP⑥の「自律性と参画力を備え、関連する専門職者および地域と協働・連携する力」と関係しています。

CP⑦の「専門的な知識・技術を統合し、看護の専門性を発展させる能力や態度を育む」は、学科 DP③の「・・・人々の健康と福祉に寄与する力」を身につけることや学科 DP⑤の「・・・科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する力」と関係しています（資料 37　全学的 3 つのポリシーと看護学科 3 つのポリシーの対応表）。

CP は大学ホームページや履修ガイドの中で、文章として明示し、CP を踏まえて履修モデルとして提示しています（資料 23-1　表 5.看護学科の教育課程（新カリキュラム））。また、本学のカリキュラム体系については、履修ガイドの「看護学科の教育課程　95 頁」で示しています。

看護学の基盤となる教養教育科目は、大きく「共通コア」科目と、共通選択科目に区分されています。共通コア科目は、大学で学ぶことの意義について考えるとともに、自律した市民として生活していくための基盤を形成することを目標としています。必修科目の「アカデミックスキル」科目（「教養演習Ⅰ」、「教養演習Ⅱ」、「コンピュータ・リテラシー」、「アカデミックライティングⅠ」）では、大学生活に適応し、学習意欲を向上させ、主体的に学ぶための基礎的なスキルを修得します。これらの科目は、大学における学習・研究に必要な情報収集の方法や論理的文章の書き方の基本を学ぶとともに、大学における知の探究の様々な考え方や方法に触れることを目的に、基本的に少人数のゼミ形式で行います。フィールドワークやディスカッションを踏まえて、レポート作成やプレゼンテーションを行うことで、自分の考えを持つことの重要性を体感するとともに、自分の意見を論理的に表現する方法を体験的に学びます。これらの学びは、その後の授業科目において、課題探究を行い、グループワーク等を通じてレポート作成やプレゼンテーションを行う上でも活かされています。さらに、大学生活に適応し、主体的に学ぶための基礎的なスキルを修得することを目標に、「ライフデザイン」科目（「大学と人生」、「プロジェクト学習」等）が配置されています。他にも「思想と論理」、「沖縄理解」、「健康スポーツ」等から、幅広く選択できるように編成しています。また、共通選択科目は、ひとつの視点にとらわれることなく、人間存在の成り立ちを基本から考察し、平和の価値についての理解を深めることや、目的実現のために主体的に行動し、国際化社会の中で問題解決能力を養うことを目標に科目群を設定しています。具体的には「外国語」、「国際理解」、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」など、幅広い分野から選択することができます。このように、リベラルアーツ教育により、学問分野を広い視点から俯瞰的にものを見ることができるよう教養教育を強化していることが本学の特徴でもあり、看護の対象となる人間を多面的に理解できるようにカリキュラムを構築しています。

専門基礎教育科目では、「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進」の科目群として、「解剖生理学Ⅰ」、「解剖生理学Ⅱ」、「病態生理学」、「栄養・生化学」、「精神保健」、「病態治療学Ⅰ（内科系疾患）」、「病態治療学Ⅱ（外科系疾患）」、「症候学Ⅰ」、「症候学Ⅱ」、「臨床薬理学」、「微生物学」を必修科目に位置づけ、18 単位以上修得することを卒業要件としています。また、「健康支援と社会保障制度」区分として、「人間関係論」、「生涯発達論」、「医療英語」、「公衆衛生学」、「保健福祉行政論Ⅰ」、「産業保健学」を必修科目と位置付け、8 単位以上修得することを卒業要件とし、看護実践に必要な知識や技術の基盤となる科目を配置しています。

専門教育科目では、「基礎看護学　11 単位」、「地域・在宅看護学　6 単位」、「成人看護学　6 単位」、「母性看護学　4 単位」、「小児看護学　4 単位」、「高齢者看護学　4 単位」、「精神看護学　4 単位」、「看護の統合と実践　15 単位」の科目区分の中で、看護学の各専門分野の概論、各論、実習科目を配置し、網羅的に様々な看護の提供の場や対象に応じて必要な内容、および地域の特性を踏まえた看護サービス提供のために必要な知識が教授されるようにしています。

近年の社会情勢の変化や地域のニーズを踏まえて、新カリキュラムでは、看護学の専門性をより高めることを意図し、専門基礎教育科目の内容を精選し、専門教育科目を 68 単位から 77 単位へ、9 単位増やして再構成しました。これにより卒業要件の単位数は、129 単位から、131 単位（2 単位増）となりました。各科目の全体像は、履修ガイドの「授業科目一覧」で示したとおり、看護を実践する上で必要な知識や技能を網羅し、段階的に修得できるよう、基礎看護科目を前提科目に位置付けた科目配置となっています（資料 16-1　名桜大学人間健康学部履修規程（新カリキュラム）　別表 4）。

また、本学のカリキュラムには、保健師課程選択コースが設置されています。2 年次後学期に、保健師課程選択コースを希望する学生の中から 25 名が選抜され、保健師国家試験受験資格要件の選択科目を履修することで、保健師国家試験受験資格が得られることが、履修ガイドに明示されています。新カリキュラムでは、保健師教育課程コースも同様に内容の精選と見直しを行い、カリキュラムが過密にならないよう配慮し、専門基礎教育科目を 7 単位から 6 単位へ、専門教育科目を 15 単位から 12 単位（3 単位減）に変更しました。新カリキュラムの指定規則に則り、制度や疫学、地域看護学を具体的に学修する新規科目を設置しました（資料 38　名桜大学学則の一部改正（案）新旧対照表）。

特に、新カリキュラムで改正した内容として、生涯学び続ける力を育成することを意図し、学生が自ら学ぶ主体として成長していくために、参画力を身につける体系的科目として、「看護の統合と実践」の中に、キャリアデザイン科目（「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「キャリアデザインⅢ」、「キャリアデザインⅣ」）を各学年に配置しました。また、国際看護・異文化看護の基本的な考えおよび文化的背景を尊重し、多様性の理解を踏まえた支援のあり方を学ぶ「グローバルナーシングⅠ」、「グローバルナーシングⅡ」、「グローバルナーシングⅢ」を新設しました。さらに、臨地実習科目

では、地域を学びのフィールドとし、沖縄の歴史や文化を継承しながら、地域で暮らす人々との交流やフィールドワークを通して、人々の暮らしを支援する看護の役割を学ぶことを目的に、「ケアリング文化実習Ⅰ」、「ケアリング文化実習Ⅱ」、「ケアリング文化実習Ⅲ」、「ケアリング文化実習Ⅳ」、「ケアリング文化実習Ⅴ」を、1 年次から 4 年次までに順次配置しました。特に、ケアリング文化実習Ⅰは、1 年次前期の看護専門科目として、「看護学概論」と並行して履修します。そのため、沖縄の歴史的背景を踏まえ、人権や平和、いのちについて考えることができるよう、沖縄戦に関する講話や平和ガイドの案内による戦跡巡り、大学近隣に位置するハンセン病療養施設、地域で暮らす人々の身近な支援組織となる自治会や公民館などを学びの場として位置付けています。

全科目の学年配置および前提科目・前提条件については、履修ガイドに掲載しています。また、全ての分野の科目において、基礎的な内容から応用的な内容へ、概論から各論へと段階的に学期配置あるいは年次配置をするようにしています。

専門基礎教育科目と専門教育科目の配置として、1 年次では「解剖生理学Ⅰ」、「解剖生理学Ⅱ」、「病態生理学」、「栄養・生化学」など、人体の正常な機能とそれを維持する仕組みについて学び、「人間関係論」や「生涯発達論」など、看護の基盤となる科目の一部についても学びます。さらに、専門教育科目として、1 年次に「看護学概論」、「セルフケア論」、「セルフケア援助技術」、「地域・在宅看護学概論」、「沖縄の文化と看護」、「キャリアデザインⅠ」、「ケアリング文化実習Ⅰ」、「ケアリング文化実習Ⅱ」など、看護をこれから学ぶ上での基本となる科目と実習を配置しています。

2 年次では主に「病態治療学Ⅰ」、「病態治療学Ⅱ」、「臨床薬理学」、「精神保健」、「公衆衛生学」、「保健統計学」、「保健福祉行政論Ⅰ」、「産業保健学」など、看護実践に必要な知識や技術の基盤となる科目の発展的な内容を学べるように配置しています。また、2 年次には「療養生活援助技術」、「フィジカルアセスメント」、「看護実践論Ⅰ」、「看護実践論Ⅱ」、「基礎看護実習」、「ケアリング文化実習Ⅲ」、「地域包括ケア論」、「成人看護学概論」、「母性看護学概論」、「女性の健康科学」、「小児看護学概論」、「こどもの健康科学」、「高齢者看護学概論」、「老年学」、「精神看護学概論」、「こころの健康科学」、「感染看護論」、「家族看護学」、「災害看護学Ⅰ」、「公衆衛生看護学概論Ⅰ」、「グローバルナーシングⅠ」、「キャリアデザインⅡ」といった、それぞれの看護の専門分野の概論に加えて、具体的な支援を学ぶ発展的内容を配置しています。保健師課程の科目では、「疫学」、「保健福祉行政論Ⅱ」、「公衆衛生看護学概論Ⅱ」「保健行動論」等、公衆衛生看護学の基礎的学問を学修できるようにしています。

3 年次になると、「症候学Ⅰ」、「成人看護方法論Ⅰ」、「成人看護方法論Ⅱ」、「がん看護論」、「緩和ケア論」、「母性看護方法論」、「小児看護方法論」、「高齢者看護方法論」、「精神看護方法論」、「看護倫理」、「看護研究方法論」など、看護の専門科目が多く、各専門分野の方法論を前提に全ての実習科目が配置され、臨地で看護の対象となる人々へのケアの実際を学ぶことができるようになっています。保健師課程では、「公衆衛生看護活動論」、「公衆衛生看護方法論Ⅰ」、「公衆衛生看護方法論Ⅱ」等、保健活動の個別および集団支援等について学ぶことができるようになっています。

4 年次では、「キャリアデザインⅣ」、「ケアリング文化実習Ⅴ」、「島嶼・過疎地看護論」、「看護マネジメント論」、「総合実習」、「卒業研究」など、より質の高い看護サービスを提供するための組織の管理・運営や個人の研究力を高める科目を配置しています。保健師課程では、「公衆衛生看護実習Ⅰ」、「公衆衛生看護実習Ⅱ」、「公衆衛生看護管理論」等、保健活動の実際を体験し、より実践的に学ぶことができるようになっています。

このように、各科目の学年配置や順序性については適切に示されていると評価しています。今後、体系的な科目配置について、学生がイメージしやすいように図示の仕方を工夫したいと考えています。

さらに、学生は、大学入学後も、主体的に学び続けていく姿勢が求められます。本学では、高大接続事業の一環として、「学校推薦型選抜（沖縄枠推薦：奄美以南含む、北部枠推薦、北部枠指定校推薦）」合格者およびその保護者を対象に、学校推薦型選抜試験入学前懇談会（以下「懇談会」という。）を実施しています。懇談会では、1）在校生よる、1 年次の時間割や教養演習等の必修科目の紹介、2)ケアリング文化実習等の特徴的科目や、領域別実習等についての説明、3）在学生との交流会（学生生活に関する不安や疑問など、何でも相談会）等を開催し、大学生活へのモチベ―ションを高める工夫を行っています。また、リベラルアーツ機構を中心に、高大接続勉強会や入学前特別講座を開催する等、設立団体の 12 市町村の県立高等学校と連携を図り、入学前から入学後の学びを支援していく取り組みを継続しています。

**評価項目：１－４．意思決定組織への参画**

本学は、定款第 16 条の規定に基づき、法人の重要事項を議決する機関として理事会を設置し、さらに、経営審議会並びに教育研究審議会を設置しています。

理事長は、定款第 10 条に基づき設立団体理事長が任命し、学長は、定款第 11 条に基づき、学長選考会議が選考し、理事長が任命します。このような教学と経営の役割分担の明確化から、理事長と学長を別個に任命しています。この措置は、法人の経営において教育研究部門の意向を的確に反映し、経営と教育が円滑で統一的な合意形成を図ることが肝要であるという観点からなされました。そのため、教育研究部門の代表である学長が副理事長として経営に意向を反映させる仕組みが導入されています。

学長が議長を務める「教育研究審議会」は、地方独立行政法人法第 77 条第 3 項および定款第 23 条第 1 項に基づき、教育における最高の意思決定機関とされます。この審議会は、学長、学部長 2 名、学長が指名する教育研究上の重要な組織の長、および学長が指名する職員で構成されます（計 12 名）。教育研究審議会における報告と審議事項は、それぞれ各教授会に報告され、教授会の意見を反映させながら、各機関間の調整を行い、全学的な意思決定を行う体制が整えられています。

教育研究審議会までの審議決定プロセスでは、看護学科教授会、スポーツ健康学科会議、健康情報学科会議で審議された内容が人間健康学部教授会で承認され、さらに教育研究審議会で審議されます。人間健康学部からは、副学長（研究担当　※看護学科教員）人間健康学部長、看護学研究科長（博士前期課程　※看護学科も兼任）が看護教育に関する事項を提案し、意見を述べること、審議に参加することができる体制となっています。

人間健康学部長の選考方法等は、「学長が指名し、理事長に推薦するものとする（資料 5-1　名桜大学学部長規程第 5 条)。」と規定され、任命は、理事長が行うこととなっています（資料 5-1　名桜大学学部長規程第 6 条)。

人間健康学部看護学科長の選考は、基本的に専任教授の中から選考されますが、専任教授の中から選考することができない場合に、准教授の中から選考することができると規定しています（資料 5-2　名桜大学学科長規程第 3 条)。学科長の選考方法等については、各学科に一任する（資料 5-2　名桜大学学科長規程第 5 条）と規定しています。任命は、学科からの推薦に基づき学長を経由して理事長が任命しています（資料 5-2　名桜大学学科長規程第 6 条)。以上のことから、適格性について当該学科において、教員の意見を集約し、信頼度や貢献度などを加味し、学科長を選考しています。

また、研究担当副学長および環太平洋地域文化研究所副所長は看護学科教員が担っており、さらに、地域貢献活動を主とする組織においても、COI 学長補佐、健康長寿サポートセンター長、看護実践教育研究センター長を看護学科教員が兼任しています。これにより、看護学科の意向が教育・研究・地域貢献・大学運営に反映される仕組みとなっています。

注：人間健康学部は、スポーツ健康学科、看護学科および健康情報学科から組織されています。この 3 学科の中から人間健康学部長を選考しています。任期は、2 年とし、再任は妨げないと規定されています（資料 5-1　名桜大学学部長規程第 2 条)。近年の学部長就任状況は、平成 28（2016）～平成 31（2019）年度は看護学科出身者、令和 2（2020）～令和 5（2023）年度はスポーツ健康学科出身者が就任しています。

**評価基準２．教育課程における教育・学修活動**

教育課程の枠組みに沿った教科目が配置され、その内容、担当する教員、教育方法が適切であり、学生が自ら学修できる環境が整っていること。

**評価項目：２－１．教育内容と目標・評価方法**

少子高齢社会の進行や疾病構造の変化に伴い、適切な医療提供体制の整備が急務となっています。同時に、地域包括ケアシステムの拡充により、看護職員の役割は医療機関にとどまらず、在宅や施設などにも広がり、多職種連携を通じて地域における保健・医療・福祉の提供が期待されています。さらに、情報通信技術（ICT）の導入が進展し、これに対応した看護能力が求められています。このような社会的背景を考慮し、看護師の教育内容の見直しを行い、令和 4（2022）年度より「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の改訂に基づき、新カリキュラムを編成し文部科学省の承認を得ています。主な強化ポイントとしては、臨床判断能力の育成に焦点を当て、「解剖生理学」2 単位を「解剖生理学Ⅰ・Ⅱ」4 単位に増やし、「症候学Ⅰ・Ⅱ」2 単位をあらたに設置しました。

2 つ目として、地域の特性や課題を理解し、地域に根ざした保健・医療・福祉を提供するため、「地域・在宅看護学概論」と「地域包括ケア論」を必修科目として新設し、「島嶼・過疎地看護論」を選択科目から必修科目に昇格しました。看護学科では、開設以来、正課内外における学生の地域貢献活動に重点を置いており、大学全体でも積極的に支援しています（資料 39　令和 5 年度名桜大学学長裁量経費（学生対象）公募要項）。看護学生による地域貢献活動は、地域の文化に根ざしたケアリングやヘルスプロモーションの推進に向けた取り組みとして高い評価を受けています（資料 40　名桜大学健康長寿センターホームページ（https://www2.meio-u.ac.jp/ext-center/s-center/index.html））。これらの取り組みと連動して、新カリキュラムでは、ケアリング文化実習の単位数を 2 単位から 5 単位に拡充し、地域を学びのフィールドとした健康支援活動を体系的にカリキュラムに組み込んでいます（資料 25-1　令和 5 年度看護学科カリキュラムマップ、資料 25-2　人間健康学部看護学科カリキュラム・ツリー）。

3 つ目として、多様性や複雑性に適応した看護を創造するため、患者や家族の意思決定支援、日常倫理、看護実践における倫理的葛藤に対処できるように、看護倫理学を新たに導入しました。この科目では、看護倫理の基礎的な理論から始まり、実地での倫理的調整の実践や、学生が経験したインシデントや倫理的葛藤を共有し、倫理観を育むグループワークを実施します。さらに、自身の看護職としてのキャリアを見つめ、現在の学習をどのように展開していくかを考えるために、キャリアデザインⅠ～Ⅳを学年ごとに設けています。各学年の担当教員を中心に、健康管理から始まり、社会人としてのマナー、キャリアを考えるカフェなどの企画を通して、多様なキャリアビジョンを模索する機会を提供しています。

4 つ目として、全学的にアクティブラーニングや ICT の活用を奨励しています。看護学科では、アクティブラーニングを導入している科目は 100%であり、さらに、ICT の有効活用として、アプリケーション（Teams など）を介してオンライン講義、授業資料の共有、レポートの管理、時間外の質疑への対応（オフィスアワー）などを実施しています。また、講義資料には YouTube やオンライン教材なども取り入れられています。ICT の利用に関しては、シラバスガイドラインに明記され、各科目のシラバスにも記載されています。さらに、ChatGPT などの生成 AI の利用については、大学が定めた生成 AI に関する利用指針（資料 41　名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】）に則り、授業の目的や学習への影響を考慮しながら、レポート作成や資料作成における使用制限が各科目担当教員によって定められています。

科目担当者（常勤講師と非常勤講師）は、毎年シラバスを作成し、到達目標や評価指標を確認します。教務委員会で点検後、記載が不十分な科目があれば、教務委員から改善を求められます。令和 4（2022）年度開始の新カリキュラムの科目では、本学の DP と教育内容の関連性を明記するようにシラバス作成要領を修正しました（資料 26　名桜大学シラバス作成ガイドライン（令和 5 年度　改訂版））。科目責任者はシラバスに記載され、科目の評価責任者はシラバスに明記する筆頭教員が担っています。科目によっては科目の評価者が複数になる場合もありますが、この場合は科目責任者が授業始めのコースガイダンス時に学生に説明しています。成績評価基準は、履修ガイドに示されており、前期・後期オリエンテーションにおいて各学年担任が履修ガイドを用いて説明しています（資料 17-1　2023 年度人間健康学部履修ガイド）。また評価については、学生が学務システム（UNIVERSAL PASSPORT）にログインして成績をダウンロードできます。学生が評価に不満を感じた場合は、疑義照会の制度を運用してい

ます。問い合わせがあれば、教務課事務担当者から科目責任者へ照会した後、教員が回答書を作成し、学生に返答します（資料 17-1　2023 年度人間健康学部履修ガイド　28 頁）。看護学科では令和 5（2023）年度前学期に数件の問い合わせがありましたが、教員からの説明（回答書）に対して、学生からの不服申し立てはありませんでした。

4 年間の教育評価を行う仕組みとして、中間評価と卒業前の評価を実施しています。中間評価は、2 年次の後期修了時に 2 つのレポート作成とキャリアポートフォーリオの提出を求めます。これらの内容は看護学科独自のルーブリック評価に基づき、1 人の教員が 4 名の学生に対して評価を行います。評価結果を基に、個別面談を行い、今後の学修課題と計画について指導を行います。中間評価の面談結果を踏まえて教員が記載した担当学生の課題について Google Drive 上で情報を共有し、学科 FD を開催して振り返りを行います。共有した結果は年次報告書としてまとめ、次年度の資料として活用されます。

卒業前の評価では、全学で作成された卒業研究ルーブリック（資料 42　ルーブリック評価フォーマット（看護学科））を使用して評価を行い、結果を学生にフィードバックするシステムが構築されています。

**評価項目：２－２．　教員組織と教員の能力の確保**

大学概要の教員組織図に示すとおり、それぞれの専門領域毎に教員が配置されています。授業科目（実習を含む）と教員組織との関係は、科目ごとに担当教員が明確に示されています。教員数の適切性については、令和3（2021）年の日本看護系大学協議会と日本私立看護系大学協会の会員校292校を対象とした調査結果と比較しています。なお、本学の入学定員は80人です。本学は総合大学であり、教養教育科目はリベラルアーツ機構を中心に全学的に調整されています。専門基礎教育および専門教育科目の教員数平均値との比較を表1に示しました。

表１　看護系大学(国公私立)教員数に関する調査結果と本学科　2024.3.29現在の対比

| | 看護系大学平均 | 本学科教員数 | 博士前期課程 | 博士後期課程 |
|---|---|---|---|---|
| 基礎医学 | 4.18 | １/定員１ | （１） | （１） |
| 基礎看護学 | 5.56 | 6/6 | （１） | （１） |
| 成人看護看護学 | 6.54 | 6/6 | (4) +CNS (3)含 | (2) |
| 老年看護学 | 3.44 | 4/6 (高齢・在宅) | (1) | (1) |
| 小児看護学 | 2.91 | 2/3 | (2) | （１） |
| 母性看護学 | 3.65 | 2/3 | (1) | （１） |
| 助産学 | 2.24 | 3/3 | (1) | （１） |
| 精神看護学 | 2.87 | 3/3 | (3) | (2) |
| 在宅看護学 | 2.82 | ※高齢在宅 | | |
| 公衆衛生看護学 | 3.27 | 4/5（地域） | (2) | （１） |
| その他 | 2.22 | 2/2（総合） | (1) | |
| 合　計 | | 33/38 87% | (17/33) 52% | (11/33) 33% |

上記の比較から、本学の定員数は全国平均と同じくらいですが、一部の分野では教員が不足しています。そのため、教育の質を維持するためには、新しい教員を確保することが急務です。また、助産学専攻科の教員は看護学科に所属しており、さらに、看護学科の教員の52%（17名）が大学院前期課程での教育を兼任し、33%（11名）が大学院後期課程での教育を担当しています。大学院教育の充実と発展に伴い、令和6（2024）年度からは看護学研究科前期課程に「がん看護CNSコース」が新設されるため、成人看護学の教員は専門看護師の育成も兼任することになります。

このような状況に対応するため、令和4（2022）年度には博士後期課程に特任教員（4名）を採用し、教育・研究者の育成に取り組んでいます。また、教員の欠員が学部教育に支障をきたさないよう、実践現場の看護職者を非常勤講師や講話講師として招聘し、一部の講義を依頼しています。さらに、TAやSAを活用して先輩後輩間や学生相互の学び合いを促進し、多様なアクティブラーニング型の授業を展開しています。

実習に関して、本学では看護職の免許を有する32人の看護教員が指導に当たっています。現在、助教や助手の数は8人で、基礎看護実習などは、所属分野を超えて担当しています。この定数は、他の大学と比べて平均的な数ですが、教員の確保が難しい状況が続いています。このため、実習指導教員の確保のため、実習助手の役割を見直しました。令和5（2023）年度に、「公立大学法人名桜大学教育支援員就業規則」を制定し、実習指導教員として非常勤の教育支援員を採用しました。これらの教育支援員は、臨床経験5年以上を有する看護職者であり、実習指導者講習会や看護教員養成講習会などの経験豊富な教育支援員が実習指導を担っています。令和5（2023）年度には、専任教員の欠員補充として6名、追加で3名の教育支援員を採用し、当該分野の教授の指導のもと、主に学内演習や実習指導に対応しています。また、実習指導教員の確保のために、看護学研究科の卒業生を非常勤の教育支援員として雇用し、卒業後は大学教員としての道も開けるよう、看護学研究科と連携して教育職に関わる人材育成に取り組んでいます。

本学科は、開設17年目を迎え、各分野の教授が順次、定年を迎える年齢構成にあります。また、島嶼県沖縄の地理的条件も重なり、定員を安定的に確保していくための対策が継続的に求められています。この課題に対処するため、非常勤の教育支援員の雇用条件の改善や、臨地教授制度の導入、看護協

会との連携による実習指導者講習会などを通じた実習指導者の育成、さらには JREC-IN などの公募プラットフォームを活用して公募の時期や期間を延長し、再公募制度を導入するなど、組織的な取り組みを継続していきます。
専任教員の選考人事については、「公立大学法人名桜大学教育職員の選考手続きに関する内規」（資料 43　公立大学法人名桜大学教育職員の選考手続きに関する内規）に基づいて行われています。
まず教員選考の必要が生じた学科は、学部長と協議し、学部長は学長と協議を行います。学長は、教員人事の必要性について理事長と調整し、理事長は、教員人事の必要性、時期及び職階等について、教育職員人事調整委員会において協議し、教育研究審議会、経営審議会及び理事会の議を経て、教員公募を開始します。
次に、教員人事が承認された後、学部長及び学長は、教授会の議を経て、教員選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は、教員公募に応募した候補者を資格審査、業績評価等により選考し、採用候補者を学部長に報告します。学部長は、教授会において、採用候補者に対し教員選考委員長の選考経過及びその結果を踏まえて無記名投票を行い、原則 2 人を学長に報告します。学長は、企画戦略会議及び教育研究審議会において、最終採用候補者について審議し、採用者を決定した後、理事長に報告します。理事長は、学長からの報告を受けて、採用決定者を経営審議会及び理事会に報告しています。教員選考に必要な事項は、「公立大学法人名桜大学教育職員の選考に関する規程」（資料 3　公立大学法人名桜大学教育職員の選考に関する規程）において、職階に適した業績の条件や選考基準が明確に定められており、一定水準の質が確保されています。
専任教員の昇任人事については、自己申請があれば「公立大学法人名桜大学教育職員の選考手続きに関する内規」（資料 43　公立大学法人名桜大学教育職員の選考手続きに関する内規）に基づき教員選考委員会を設置し、採用人事と同様に実施しています。昇任に関する基準については、「公立大学法人名桜大学教育職員の昇任に関する規程」（資料 4　公立大学法人名桜大学教育職員の昇任に関する規程）に定めています。
採用・昇任人事いずれにおいても、その基準や人事スケジュール等については明確に示すとともに学内で公表されています。
新任教員のためのオリエンテーションは、入職時に総務課を中心に全学合同で行われています。その後は、学科単位でのオリエンテーションを行っています（資料 44　2024 年度　名桜大学人間健康学部看護学科　新任採用教員オリエンテーション実施要項）。
本学科の理念やポリシーに基づき、カリキュラムの特徴や教員の組織体制については学科長が説明し、各委員会の役割や、領域に関する具体的内容は、同じ領域や分野の教授や先輩教員によって行なわれています。入職後に、困ったことがあれば、その都度確認、相談ができるよう学科長・副学科長は協働しながら分野を越えて不安な教員のサポートを行っています。また、病休や休職中の教員には、安全衛生管理委員会等と連携しながら、定期的に面談等を行っていますが、病気や家族の介護等が生じた場合に、タスクシフトできるよう、組織体制を強化していく必要があるといえます。
看護教員は、全国的に人員確保が困難な状況にあるため、新任看護教員が安心して業務を遂行できるよう支援体制を整備していくことが必要です。令和 6（2024）年には新任教職員オリエンテーションの充実を図り（資料 44　2024 年度　名桜大学人間健康学部看護学科　新任採用オリエンテーション実施要項、新規採用教育支援員オリエンテーション実施要項）、各委員会の委員長および看護学科の地域貢献に関連する看護実践教育研究センター長、健康長寿サポートセンター長のオリエンテーションを追加し、4 月に実施する予定です。また、JANPU FD ミニマムシリーズ A.看護系大学学士課程の基盤となる法、B.学士課程のカリキュラム(教育課程)、 C.質保証の仕組み、D.大学を取り巻く環境変化と看護学教育の課題－１、E.大学を取り巻く環境変化と看護学教育の課題－2 等を活用した FD 研修会を実施する予定です。JANPU FD ミニマムシリーズなど、教員の資質向上に寄与する資料や研修等の情報は、学科共有ドライブに掲載し、学科の全教員がいつでも閲覧できるよう、情報提供をしています。
令和 5（2023）年度は、全学 FD 研修会を 3 回、学科単位での FD 研修会を 4 回開催した他、on-line やオンデマンド研修の案内などが定期的に配信され、教員の資質向上に努めています。教育の内容および教育方法の改善を行うための組織的取り組みとして、令和 4（2022）年より教員相互の授業見学を年 2 回行い教育方法等について学び、自己の授業に活かすことでより良い授業づくりを推進しています（資料 45　令和 5 年度前学期・後学期_授業見学（通知））。

また、教員の教育、研究、地域貢献（社会貢献を含む）および組織運営活動等の改善と向上を図ることを目的に、教員活動評価実施要綱に基づき、其々の教員が年度目標および実績について自己評価し、所属長による他者評価を踏まえて自己点検できるシステムが整備されています。

令和5（2023）年度より、「クロスアポイントメント制度」が導入されました。この制度により、本学の教員の身分を保有したまま本学以外の機関（以下、「他機関」という。）の業務を行うことが可能となるほか、他機関の職員としての身分を保有したまま本学の教員としての業務を行うことができるようになりました。現在、看護学科教員での実績はありませんが、今後、臨地での高度実践看護職を実務家教員として雇用し、より質の高い教員の能力確保ができる体制の整備を進めています。

大学内での教員の研究活動を推進するために、科研費獲得の支援として3つの企画を実施しています。まず、一つ目は、採択に向けた勉強会の開催です。この勉強会では、外部講師から研究計画書の作成に関するコツや効果的なレイアウト、図表の作成方法などが説明されます。二つ目は、令和4年度より開始された研究ピアアドバイザリー制度の説明会です。これは、科研を採択された教員による研究計画の説明や個別相談を行うものです。三つ目は、個別相談会の実施です。外部講師により、各教員の研究課題に応じた具体的なアドバイスや採択率向上の手法が指導されます（1人90分程度）。こうした取り組みにより、令和4（2022）年度の看護学科教員の科研費採択率は63.6%に達しました。

当該3つの企画に参加した受講者に対するアンケート結果によれば、科研費申請に向けて役立ったと思う割合は、勉強会が「とても思う」が57.7%、「思う」が42.3%、説明会が「とても思う」が56.3%、「思う」が43.8%、個別相談会が「とても思う」が83.3%、「思う」が16.7%であり、科研費獲得に向けて役立つ内容であると考えられます。大学独自の研究助成として、全教員には個人研究費として30万円が割り当てられています。さらに、公募制による研究助成として、①科学研究費獲得支援（全学で7件採択で上限70万円）、②地域創生プロジェクト研究（全学で1件採択、50万円）、③出版助成（全学で1件採択、20万円）、④新規採用教員への研究費助成（全学で2件採択、15万円）などが行われ、研究を推進しています。研究支援体制の整備については、大学の中期計画にも明記され、令和2（2022）年度よりサバティカル制度が試行的に導入されました。夏季および春季の休暇期間を利用して、令和2（2020）年度と令和3（2021）年度には2名、令和4（2022）年度には1名が本制度を利用して研究を推進し、そのうち2名が博士の学位を取得しました。また、調査活動に活かし、研究を推進するため、令和6（2024）年度より中期間（約半年間）の導入が予定されています。

教員の研究活動の質を向上させるために、公的研究費の不正使用を防止するコンプライアンスに関するFD（資料46　名桜大学公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修について（通知））やe-learning（eLCoRE）の受講を義務付けることで、研究能力の向上を図っています。さらに、外部講師による講演会を開催し、教員の研究意欲を促進し、向上させる取り組みを行っています。このように教員の研究推進支援は、全学組織である研究推進委員会および環太平洋地域文化研究所が中心となって企画、運営しています。教員の研究成果や教育の実践成果は、授業に反映させると同時に、地域に還元されるよう、リサーチマップなどで公表されています。

看護学科では、以前は助手・助教の会を通じて、教育・研究に関するディスカッションやポスター展示を行い、教員が自由に研究内容を発表し合う機会を設けていました。しかし、コロナ禍によりこの活動は中断されました。今後は、学科全体で組織的に取り組み、教員間の交流を促進し、研究活動を推進していくことが重要です。また、教員の研究時間の確保に関しては、各領域や教員個々の自主性に委ねられていますが、実習指導を担当する教員の定数が少ないため、研究時間の確保が難しい状況です。今後は、全看護学科教員が協力し合って、研究時間を確保するための工夫が必要です。

本学は、深刻化する北部地域の健康問題解決に取り組むため、健康支援活動の全学的な中核機関として、平成24（2012）年に健康長寿サポートセンターを設置しました（資料40　名桜大学健康・長寿サポートセンターホームページ（https://www2.meio-u.ac.jp/ext-center/s-center/index.html））。このセンターは、大学で学んだ専門知識を、健康支援という形で積極的に地域に還元し、地域の健康増進と活性化を目指すボランティア活動が基盤となっています。学生と教員が協働で行う健康支援活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に活動が縮小されましたが、状況に応じて再開し、地域の健康づくりに取り組んでいます。また、地域の看護系人材の看護能力（資質）の向上を図り、やんばるの地に根ざしたケアの実践と研究、ならびに地域の人々の健康づくりを継続的に行うことを目的に看護実践教育研究センター（以下、「看護実践センター」という。）が平成 25（2013）年4月に発足しました。看護実践センターでは、毎年30件程度の研修等を企画し、看護職の生涯学習の支援の場を提供しています。

さらに本学は、平成 30（2018）年より、弘前大学が主導する大規模な「COI」や「COINEXT」に参画し、北部 12 市町村と連携した「やんばる版プロジェクト検診」を実施しています。このプロジェクトは、生活習慣病（脳血管疾患、心疾患、2 型糖尿病)、アルツハイマー型認知症、がん（特に肝臓がん及び大腸がん）の発症およびそのリスク因子と生活習慣との関連を調査し、地域の健康づくりに取り組んでいます。「やんばる版プロジェクト検診」は今後 10 年以上継続して実施し、将来的には疾患リスクの予兆法や予防法のモデル開発を目指しています。また、沖縄県北部広域市町村圏（やんばる）の住民一人ひとりのヘルスリテラシーの向上と健康長寿復活を支援していく予定です。これらの研究成果は、地域のヘルスリテラシー向上に貢献すると期待されています。従って、本学の取り組みは、社会貢献を目指した組織的な支援があり、効果的に実施されていると評価されています(資料 47　名桜大学 COI 事業やんばる版プロジェクト健診ホームページ（https://www2.meio-u.ac.jp/ext-center/COI/report2.html））。

**評価項目：２－３．教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫**

本学科では、学生が授業づくりに積極的に参画する「参画型看護教育」を実践しています。この教育法は、「自己との対話」、「他者との対話」、「地域社会との対話」を通じて、「個の学修目標の達成」と「自己教育力の育成」を目指しています。医療の場では、質の高い実践能力が求められています。沖縄の豊かなケアリング文化から学び、人々の健康を擁護できる看護師・保健師を養成するためには、「自ら学び、成長し続ける力」が重要です。この学び続ける力を育むことを重視しているのが参画型看護教育です。この教育法については、名桜大学のホームページや人間健康学部履修ガイドで、看護学科の教育の特色として詳しく説明されています（資料 17-1　2023 年度人間健康学部履修ガイド、資料 48　名桜大学ホームページ看護学科教育の特色（https://www.meio-u.ac.jp/academics/human/nurse/)）。

本学科では、学生が主体的に学べるように、シラバスに具体的な教育方法を記載しています（資料 27-2　新カリキュラムシラバス）。実習科目については、具体的な教育方法を実習要綱に記載しています。教育目標に対する学修の到達状況は、各学年の担任が年 4 回（前学期初め、前学期終了前、後学期初め、後学期終了前)、目標ゴールシートおよび看護学科修得単位チェックリストを用いて学生と面談し確認しています。また、学生が継続的に自己評価できるように、学生は教務システム（UNIVERSAL PASSPORT）にログインし、自己の成績（GPA を含む）を確認することができます。担任はこのシステムを活用して学生と面談し、履修状況の確認、学修の進め方、学修の障害となる要因を共に見出します。学修の障害となっている要因がある場合、看護学科学生サポート委員会や看護学科教務委員会、保健センター等と協力し、学生の学修上の課題や問題を解決できるよう、教員間や委員会間で連携しています。さらに、学生主体で運営される学年会を 2 か月に 1 回開催し、学生生活の困りごとについて話し合い、情報交換を行っています。この会議には学生サポート委員会に所属するクラス担任も同席し、学生と教員が協働して問題解決に取り組み、有用な学習環境の整備に努めています（資料 49　看護学科学年会の概要)。

本学科には、次のような講義室や演習室があり、学生の主体的な学びを支える環境が整っています。

階段形式の大教室が 2 室（収容人数約 180 名）と、中規模の教室が 4 室（収容人数約 160 名）あります。これらの教室には、パソコン、プロジェクター、オーバーヘッドカメラが設置されており、教員が自由に使用できるようになっています。少人数のゼミに使用できる教室として、看護学科棟には 6 教室と 8 つの演習室があります。情報処理の科目は、PC 教室で授業を受けることができ、教室には 40 台のパソコンが設置され、さらに貸し出し用ノート型パソコンが 40 台配備されています。

演習室には可動式の机と椅子があり、演習の目的や学生数に応じて自由にレイアウトを変更できます。実習室には実際の病室を再現した模擬病室が設置され、高機能シミュレーター人形（成人用 5 体）が配置されています。これらは、演習や新型コロナ感染症の影響で臨地実習ができない場合に学内実習で活用されています。高機能シミュレーター人形の整備・点検については、科目担当教員が定期的に点検し、必要に応じて修理依頼を行う体制が整えられています（資料 17-1　2023 年度人間健康学部履修ガイド、資料 18　名桜大学概要 2023)。

また、学生会館サクラウム（全学部共有）の 1 階には開放感のあるエントランスがあり、一角に仕切りのないプレゼンテーションコーナーがあります。3 階には 250 人収容の大講義室が 2 室、4 階には言語学習センター、数理学習センター、アクティブラーニングスペース、ウェルナビ（ピアサポートセンター)、ライティングセンターが設置されています。6 階には最大 500 名収容のホールがあります。これらの施設は、「学生の主体的な学び」の場として、先輩・後輩コミュニティを基本とした学習支援や教員、職員、学生が自律的に学習できる環境を提供しています。

看護実習室の運用については、各看護領域で実習室のルールを共有し、学生に周知しています（資料 14　看護学科実習室使用心得)。実習室の医療安全点検は、看護学科教務委員会を中心に各担当領域が年に 1 回備品チェックを行っています。消耗品についても、各領域で半期ごとに物品の点検と補充を行う体制を整えています。演習で使用する採血や注射用の針、薬品、使用済みの針（専用廃棄ボックス含む）は、鍵付きの保管庫で教員が管理しています。さらに、看護技術の自己学習を支援する体制として、技術演習を担当する教育支援員が必要に応じて学習を支援しています。

本学の附属図書館は平成6（1994）年に開館し、学生・教職員のみならず、地域貢献の一環として沖縄県内の住民にも広く開放されています。令和2（2020）年には増築を行い、施設のさらなる充実を図りました。図書館には保健・医療・看護関連の文献・資料が十分に所蔵されており、令和5（2023）年5月現在所蔵する「図書数」は、146,079冊（和書125,017冊、洋書21,062冊)、「学術雑誌」は6,251タイトル（内訳：和書1,826タイトル、洋書5,282タイトル)、「視聴覚資料」は3,591点に上ります。いずれの資料も医療および看護関係の内容を幅広く網羅しており、学生の学習や研究活動を支援するために十分なリソースが整えられています。また、図書館サービスの向上を図るため、図書館サービス検討ワーキンググループを設置し、蔵書および電子ジャーナル、データベースの整理などの見直しを行なっています。さらに、利用者の利便性を高めるために、図書館資料の検索、貸出、返却を一括管理できる電算システムを導入しています。このシステムは、国立情報学研究所と連携しており、図書および学術雑誌の検索が可能です。また、全ての蔵書はインターネット上で公開されており、OPAC（Online Public Access Catalog）を通じて図書館資料の検索が可能です。さらに保健・医療・看護関連で契約しているデータベース（CINAHL Ultimate 、SPORTDiscus with fulltext、医中誌web(フリーアクセスプラン)、最新看護索引web、メディカルオンライン、Medical Finder、Academic Search Elite）は、学外からもアクセス可能となっています。

図書館スタッフは12名（専任2名、契約10名）で構成されており、そのうち5名（専任1名、契約4名）は司書資格を有しています。これにより、資料の選択や配架、カウンター業務などを専門的に行い、高品質なサービスを提供しています。カウンターでは一般的なレファレンス業務に加え、利用者の学習や調査研究に必要な資料・情報収集の支援、情報検索のアドバイスも行っています。

**評価項目：２－４．臨地実習**

・講義科目と臨地実習科目の関連

臨地実習では、学内での講義や演習で修得した、さまざまな場で生活する人々の健康状態や発達段階に関する基本的専門知識と技術を基盤として、実習体験を通じて看護実践に必要な専門的知識と技術、および態度を養います。さらに、生命の尊厳を感受し、対象の主体性を尊重し、人権を擁護する専門職としての倫理観を深めます。

また、本学の特性として、各学年において「ケアリング文化実習Ⅰ～Ⅴ」を設定しており、地域で暮らす人々との交流やフィールドワークを通して、地域の絆や歴史、文化を継承しつつ、保健・医療・福祉の分野における看護職の役割・機能に関する知識と技術を修得します。

臨地実習科目は14科目23単位です。1年次は、ケアリング文化実習Ⅰ・Ⅱにおいて地域の人々との交流を通して人々の生活環境と健康について学びます。2年次は、基礎看護実習において援助関係の構築と日常生活援助の実施、および、ケアリング文化実習Ⅲでは、地域の特性と地域で生活する人々の健康の維持増進について学びます。3年次は、専門分野（成人看護実習Ⅰ・Ⅱ、高齢者看護実習、在宅ケア実習、母性看護実習、小児看護実習、精神看護実習）およびケアリング文化実習Ⅳにおいて、様々な臨地実習施設で、対象者の特性に応じた看護実践を学びます。4年次はこれまでの看護学実習を通して学んだ内容をふまえ、総合実習およびケアリング文化実習Ⅴでは、実際の看護チームのなかでケアを実践するとともに、看護管理者のマネジメント活動を理解し、専門職業人としての責任の自覚と倫理観に基づく基本的な看護実践能力を修得します。また、保健師課程選抜コースの新カリキュラムでは、2年次のケアリング文化実習Ⅲで地域アセスメントと働き世代の健康管理について学び、4年次の公衆衛生看護実習Ⅰ（保健所実習）、公衆衛生看護実習Ⅱ（市町村実習）において、行政保健師の実務について体験し、地域における倫理観を含めた保健師実践能力を修得します。

3年次の臨地実習開始前に5日間にわたり各専門分野のオリエンテーションおよび実習施設の指導者による講義・演習、看護実践における倫理的研修を行います。この研修は倫理的感受性を高める貴重な機会となっています。このように、講義と臨地実習を密接に関連付けることで、実践的かつ倫理的な看護教育を実現しています。

・臨地実習を行うに適した施設の確保

臨地実習の目標を達成するために、48の施設で実習を行っています。主な施設は、地域の基幹病院である沖縄県立北部病院（327床）と北部地区医師会病院（236床）です。その他にも専門性に応じて、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、療育医療センター、助産所、精神科病院などの実習施設を確保し、各科目の実習要項に明記しています。保健師課程は、4保健所、離島を含む12市町村で実習を展開しています。

1年次から4年次にかけて実施されるケアリング文化実習（Ⅰ～Ⅴ）では、地域の歴史や文化を学ぶために医療施設や地域の公民館と協力しています。これらの実習では、地域の行事に参加し、地域の特性を理解しながら、生活と健康を総合的に捉え、地域文化を活かした看護実践とマネジメントについて学びます。

・臨地実習の展開に適切な数の教員

臨地実習では、学生5～6名に対して1名の教員が実習指導教員として継続的に指導する体制を整えています。また、教員の欠員に対応できるように、臨地での実践に卓越した教員を教育支援員として配置しています。これにより、各教育支援員が専門性に応じて実習指導を補助し、実習の質を高めています。

・教員の実習指導能力の向上を図る仕組み

新任教員に対しては、各領域長が看護学実習についてオリエンテーションを行い、他分野の実習指導教員との交流を含むFDに参加してもらいます。これにより、新任教員は本学の実習体制を理解するこ

とができます。さらに、毎年１回「臨地実習連絡調整会議」を開催し、大学と各実習施設間で情報交換を行っています。この会議では、各学年の学生の特性やインシデント分析報告を共有し、臨地の看護教育担当者から実習における課題や要望について意見交換を行います。これにより、臨地実習の質の向上および教員の指導力向上を図っています。また、令和６（2024）年度からは、最新の臨地実習の方略について専門家を招聘し、実習での課題を共有し指導力の向上を目指すFDを全教員対象に年に一度開催する計画を立てています。これにより、教員の実習指導能力のさらなる向上を目指します。

・臨地教員等の任用基準が明確

本学では、豊富な臨床経験を持ち、優れた実践能力および教育能力を有する者を臨地教授・臨地准教授・臨地助教（以下、「臨地教員」）として任用する準備をしています。臨地教員は、大学の教員と協力し、合意した教育計画に基づいて実習の指導や実習環境の整備を行います。その任用基準は「名桜大学臨地教授等の称号の付与に関する規程」（資料10　名桜大学臨地教授等の称号の付与に関する規程）に明記されており、現在、運用に向けて細則を整備・検討しています。実際の運用段階では、臨地実習連絡調整会議を活用し、基準の適切な適用と運営を図っていきます。

・大学教員と臨地教員等の役割分担が明確

大学教員と臨地教員は、それぞれの強みを活かして役割を分担し、連携を図りながら学生の効果的な学習を支援します。まず、大学教員は「実習指導開始準備」、「実習に関するオリエンテーション」、「学生の体調管理」、「情報収集の整理」、「アセスメント」、そして「看護計画・行動計画の立案」に関する指導を行います。一方、臨地教員は、大学教員と実習の目標やスケジュールを確認した上で、「対象者の選定」、「対象者に関する情報収集」、「多職種との連携や様々なカンファレンスへの参加」を支援し、さらに「日々の行動計画」や「看護技術の実践」の振り返りおよび指導を行います。大学教員と臨地教員は、学生の実習目標の達成度を評価するために、中間カンファレンスとして「看護計画・行動計画の立案と発表」を行い、最終カンファレンスとして「実習の評価会」を実施します。このようにして、実習の評価を行うための日程を調整しています。さらに、実習の流れや教員の役割については、領域ごとに実習指導関連資料を作成し、実習施設と共有しています。このような仕組みにより、大学教員と臨地教員が協力し、明確な役割分担を行うことで、学生が実践的な学習を効果的に進められるようサポートしています。

・臨地実習施設との連携

毎年１回、臨地実習連絡調整会議を開催しています。この会議では、大学と各実習施設が協力し、以下のような内容について話し合います。

会議の第１部では、まず、教育課程に関する説明が行われます。これにより、大学と実習施設の間での共通理解が深まります。また、本学科卒業生および新入生の動向や今年度の実習計画についての情報共有が行われ、前年度の実習で発生した課題についても議論されます。さらに、実習施設の現状や課題についての情報交換が行われ、実習の目的、目標、実施方法、評価基準などが共有されます。

第２部では、各専門分野に分かれて、実習指導教員や実習指導者の紹介が行われます。それぞれの役割が明確化され、具体的な実習の調整に関する協議が行われます。この段階では、実習に関する具体的な課題や改善点についても意見交換が行われます。

また、実習の実施直前には、各専門分野の教員が実習施設を訪れ、実習の具体的な調整を行います。このような会議と調整により、大学と実習施設の間での円滑な連携が図られ、学生の実習活動が効果的に支援されます。

・感染症対策

感染症予防対策に関して、日本環境感染学会の「医療関係者のためのワクチンガイドライン第２版」に基づいて対策を実施しています。感染症が発生した場合の報告ルートや学生の欠席時の扱いについて

は、実習要綱に明確に記載しています。また、新型コロナウイルスの流行拡大に備えて、『「看護学科臨地実習」における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』と『「名桜大学看護学科臨地実習」における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル』を学生用と教員用に作成しています。これらの文書では、日常的な感染症対策や感染症の症状が出た場合の対応、COVID-19感染や濃厚接触者となった場合の対応などが具体的に記載されています。また、感染症の状況に応じて、ガイドラインやマニュアルを定期的に更新し、学生に周知しています。最近の改訂では、令和5（2023）年度に新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことを受けて、学生用と教員用のマニュアルを更新しました。これらの対策により、臨地実習中の感染リスクを最小限に抑え、安全な学習環境を提供することを目指しています（資料34　「名桜大学看護学科臨地実習」における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（学生用））。

・傷害・損害への予防・対策

実習中の傷害や損害を予防するために、実習環境や対象者の選定に関しては、実習指導教員が臨地で直接確認を行っています。事故やインシデントが発生した際には、「事故発生時対応マニュアル」に基づいて迅速に対処し、さらに「インシデント・アクシデント報告書」を使用して、実習指導教員と学生が事故の振り返りと再発防止の検討を行います。これらの事例は教務委員会が逐次収集・まとめ、匿名化した上で看護学科教員に共有され、学生にも提供されます。実習連絡調整会議や実習オリエンテーションでは、実習指導者と学生が共有するための再発防止策が検討されます。また、事故が発生した場合は、実習指導教員が必要に応じて受傷学生を医療機関へ受診させるなど、適切な対応を行います。学生は事故への備えとして、一般社団法人日本看護学校協議会共済会総合補償制度（Will）に加入しています（資料32-3　一般社団法人日本看護学校協議会共済会総合補償制度（Will））。

・個人情報の保護と保全対策の周知

学生が実習中に接する個人情報の取り扱いについて、基本的な考え方を周知するために、臨地実習要綱において人権尊重の理念と個人情報保護に関する項目が明確に述べられています。この中で、学生が知り得た個人情報に関する責務が明示され、情報の収集・保管・破棄に関するルールが具体的に記載されています。さらに、個人情報保護と実習記録管理のために、「個人情報保護および実習記録管理チェックリスト」が活用され、学生が自己管理を行うための支援が提供されています（資料29-1　令和5年度臨地実習要綱（2022-2023年度入学生用））。

・ハラスメント予防の取り組みと発生時の対応

実習中のハラスメントを予防するために、実習環境の調整や対象者の選定において、実習指導者が直接確認を行っています。さらに、大学の教職員はハラスメント防止研修を受けることで対応能力を高めています。ハラスメントが発生した場合には、学生のケアを最優先し、学生に対して令和5（2023）年度より、「臨地実習においてハラスメントが生じた場合の報告・相談フローチャート」および「臨地実習におけるハラスメントの予防と発生時の対応マニュアル」（資料56　臨地実習においてハラスメントが生じた場合の報告・相談フローチャート、資料57　臨地実習におけるハラスメントの予防と発生時の対応マニュアル）を提供しています。これらの情報は実習前のオリエンテーションで学生に周知されます。学生は、臨地実習指導者や大学関係者、実習施設の誰にでも相談ができます。問題が解決できない場合には、看護学科内の「相談支援員」や大学の「苦情相談を受ける委員会」によって対応し、再発防止策を検討しています。

**評価項目：２－５．教育課程展開に必要な経費**

・教育課程の教学に必要な予算編成の適切な位置づけ等について

本学は、公立大学として地方独立行政法人法第 26 条および第 27 条に基づき、6 年間の中期計画の中で予算および収支計画を立案し、それを実行するために年度計画に基づき単年度ごとの予算を策定しています。予算編成は「公立大学法人名桜大学予算規程」（資料 50 公立大学法人名桜大学予算規程）に従って行われます。

予算案の作成プロセスは、まず理事長が策定した予算編成方針に基づきます。予算管理者（各部局長、学部長、研究科長、専攻科長および IR 室長）は、それぞれの部局の必要経費を取りまとめます。これを予算責任者（事務局長）が予算ヒアリングにて精査し、各予算管理者から必要性と妥当性の説明を受けた上で予算案を作成します。その後、学長等連絡会議で全学の予算案が検討され、経営審議会および理事会を経て最終的に予算が確定されます。

予算の執行については、四半期毎に予算執行状況調査を行い、執行率が低い事業等は、予算責任者より、見直しも含めた予算計画の点検および適切な予算執行について通知されます。加えて、計画に変更があったものについては、適宜、予算の補正を行っています。このように、年度計画に沿った適切かつ計画的な執行を促す仕組みを整えています。

・教員の教育・研究に必要な予算の執行等について

本学の教育予算については、予算案の作成時に授業および実習等に必要な経費（消耗品費、旅費、謝金等）が計上され、学科会議および予算ヒアリングにて内容が精査されます。最終的には経営審議会および理事会で予算が決定されます。予算執行は四半期毎に執行率調査を通して確認されています。

教育予算については、予算案の作成時に、授業および実習等に必要な経費（消耗品費、旅費、謝金等）を計上しており、学科会議および予算ヒアリングにおいて内容を含めて精査され、経営審議会および理事会にて最終的に予算が決定されます。予算執行については、上述のとおり四半期毎に執行率調べを通して確認されています。

研究予算については、次のような支援が提供されています。１）個人研究費：一律 30 万円。ただし、前年度に科研費を代表者として申請していない場合は 10 万円減額（新任教員を除く）。２）国際学術論文投稿助成：上限 30 万円。論文を海外の研究機関等に投稿する場合に選考の上、助成。３）海外研究発表助成：上限 30 万円。海外の学会等で研究発表する際の旅費等を選考の上、助成。４）学長裁量経費：科研費獲得支援として、1 人 1 件、実験系は 100 万円、非実験系は 20 万円を選考の上、助成。５）サバティカル制度：教育、校務および地域連携活動に係る職務の全部又は一部を一定期間免除し、国内の教育研究機関等での研究や学内施設を利用しての研究、論文・著書の執筆に専念できる制度。5 人に対し各 20 万円/年を支給。

研究費の適切な執行については、「研究不正防止推進委員会」によって策定された研究不正防止推進計画に基づき、不正防止に係るガバナンス体制の維持と不正防止啓発活動が実施されています。啓発活動では、研究費不正使用の個別事例の紹介や学内アンケートで募集した意見を Q&A 形式でハンドブック化し、事例を積み上げています。さらに、全教員および関連する部署の事務職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、全学で適切な研究費の執行に対する意識付けを行っています。

・教員の教育能力開発のための予算

教員の教育能力開発のための予算については、看護学科単体ではなく、全学での FD 予算として確保されています。それは、外部講師を招聘する際の旅費・謝金、学外で開催されている FD 関連の研修会等への参加費および旅費、その他関連図書費であり、これらの予算は、教員の教育能力を向上させるための各種活動に使用されています。

評価基準３．教育課程の評価と改革
各教科目及び教育課程を組織的に評価し、評価結果に基づき継続的に改善・改革する体制を整備し、実行していること。

評価項目：３－１．科目評価・教育課程評価と改善
教育目標と DP の達成に向け、教員は担当科目のシラバス作成時に、教育目標と DP との関連性を確認し、全学 FD 委員会（所属長、副学長、専攻長、学科長で構成）でシラバスの内容や作成状況を審議しています。課題がある場合には、全学 FD を通じてシラバスガイドラインの作成や説明を行い、全学的な見直しを進めています。ただし、教育課程を組織的に評価するための体制には至っていません。学生からの授業評価は、前期・後期ごとに実施されますが、回答率の低さが課題となっています。このため、授業時間を利用して評価を促し、Web 上でのリマインドも行っています。コロナ禍以降は Google フォームを利用して Web での授業評価が行われていますが、回答率が低下していることが全学的な課題となっています。授業評価の項目で、①各科目のアンケート調査項目の問 8「総合的に判断してこの授業には満足だった」の平均値評価が 3.5/5 未満の教員、②「教育方法の改善を求めて-学生による授業評価報告書-、表 3-1 教員別評価平均値（学群・学部質問項目)」が 4/5 未満の教員については、自由記載の回答もあわせて FD 委員会で総合的に評価を行い、改善が必要な場合は当該教員に伝え、改善策を検討するよう所属長から伝える体制が取られています。看護学科の教員が担当する科目では、現在このような課題は見られません。
授業の質向上を目指し、教員は学期毎に実施される授業評価結果を熟考し、自己の教育手法やアプローチを客観的に評価します。このプロセスにおける評価結果は、透明性を持ち、全教員と学生が一体となってアクセス可能な形で公開されます。授業評価の公表は、学内向けのホームページを通じて行われ、全ての学生が閲覧可能です。
看護学科では、毎年、担当科目名や単位数、科目責任者および担当教員、受講人数、単位取得人数、実施概要、評価方法、課題内容などに関する情報を含む教育活動一覧表を年次報告書に記載しています。この報告書は令和 4（2022）年度からは Web（GoogleDrive）上で共有されており、教員は相互に情報を確認し合い、授業の改善や学生のフィードバックに関する議論を行っています。しかし、その成果を評価する具体的な体制はまだ整っていません。また、学生の授業への満足度や要望に関する評価は、学生課が毎年実施する「学生生活実態調査」の一環として行われます。この調査結果は授業内容や教育方法の改善に活用され、より良い学習環境の提供につながっています。
必修科目が不可の学生については、学生サポート委員会（クラス担当教員で構成）が学生の現状を把握し、教務委員会でも履修状況について課題解決を検討します。各委員会の報告は学科会議で共有される体制が整えられています。
新カリキュラム 2 年目の令和 5（2023）年度には、カリキュラムの中間評価方法を検討し、①英語能力調査結果　②専門基礎科目学力調査（解剖生理学・病態生理学低学年模試)、③看護技術力評価（看護実践論Ⅱ)、④ポートフォリオ作成＋ライティング力評価が行われました。特に、③看護技術力評価方法として OSCE を導入したことや、課題であった自己評価力とライティング力の強化に向けて、レポートの課題や評価視点の見直し、フィードバック体制の改善が行われました。さらに、教員間の情報交換や課題の共有を目的とした学科 FD（中間評価検討会）が開催され、課題の解決策としてキャリアデザイン科目の活用や学習課題を抱える学生へのサポートが提案されました。FD 研修後に共有された課題として、中間評価の目的と DP との関連性を学生に周知し、ポートフォリオの目的を意識化する機会としてキャリアデザイン科目を活用することや、学習課題を抱える学生のモチベーション維持への支援が挙げられました。
卒業生を対象とした調査として、卒業前に卒業時アンケート調査（資料 51　令和 4 年度卒業生のみなさんへのアンケート（協力のお願い)）を実施し、4 年間の教育課程の評価と改善に活用しています。調査結果は自己点検・評価委員会で検討され、学科会議などで共有されています。今後の課題として、教育課程の改善を継続的に実施するための体制や仕組みの整備が必要と考えられます。

令和４（2022）年度からの新カリキュラムの構築に際しては、厚生労働省の指定規則に遵守しつつ、文部科学省のモデル・コア・カリキュラムや看護系大学協議会のコアコンピテンシーを参照し、毎月定例で開催される看護新カリキュラムワーキング会議では、教授を中心とするワーキンググループが綿密に検討しました。

教育課程の評価は、学科の自己点検・評価委員会が所掌しています。自己点検・評価委員会は、学科長、副学科長および各委員会の長で構成され、教育・研究活動に関する事項、教員組織、国際交流、地域及び社会貢献に関する事項、施設整備及び環境に関する事項、管理運営及び組織機構に関する事項など、教育課程全般について自己点検・評価に関する検討を行っています。

**評価項目：３－２．卒業状況からの評価と改善**

・現状と課題

平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度の過去 5 年間の入学年次別の卒業者・率と、留年者・休学者・退学者数を、様式 4（基礎データ 12・基礎データ 13）に提示しています。

平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度までの過去 5 年間の入学年次別の卒業者数および卒業率、ならびに留年者、休学者、退学者数については、様式 4（基礎データ 12・基礎データ 13）に提示しています。1 年次入学者数は 83～91 名であり、同期間における卒業者数は 77～88 名で、卒業率は常に 89%以上で推移しています。

この 5 年間における 1 年次の休学者数は 0～2 名（計 4 名）、退学者数は 0～3 名（計 5 名）でした。2 年次の休学者数は 1～5 名（計 12 名）、退学者数は 0～1 名（計 2 名）、3 年次の休学者数は 1～4 名（計 13 名）、退学者数は 0 名、4 年次の休学者数は 0～1 名（計 3 名）、退学者数は 0 名でした。学年別に見ると、1 年次後期から 3 年次にかけて休学者および退学者が増加する傾向があります。休学の理由としては進路熟考や病気療養が挙げられ、退学の理由としては進路変更が多いです。不本意入学の学生が看護師への適性に悩み、学習意欲の低下や学習困難感を抱えることが影響していると考えられます。

学生の成績不振に対する対応として、授業の出席状況に課題がある（欠席数が 3 回以上）学生については、科目責任者が状況を確認し、クラス担当教員に情報を共有しています。同時に、メンタルヘルスへの支援が必要な場合は保健センターや受診を促すなど、早期に支援を行っています。また、クラス担当教員は学期ごとに担当学生と面談し、履修状況や学習継続の意思を確認し、進路に悩む学生には方向転換も含めた助言を行っています。

特に、必修科目の単位を取得できず次年度に履修する者（原級留置生）や、GPA が低い成績不振の学生には、クラス担当教員が定期的に面談し、学習状況の確認や支援を行います。特別な配慮が必要な学生には、保健センターの心理カウンセラーと連携し、合理的配慮の申請につながる支援を行っています。特別な配慮が必要な学生を早期に発見し、学修支援が必要な学生が継続的な支援を受けられるよう、学期ごとのガイダンスでも周知徹底しています。

また、卒業認定要件（資料 2：名桜大学学則第 32 条）に基づき、人間健康学部履修規程(資料 16-1 名桜大学人間健康学部履修規程（新カリキュラム）、資料 16-2　名桜大学人間健康学部履修規程（旧カリキュラム））が定められており、CP が反映されています。

次に、過去 5 年間の看護師国家試験の受験者数、合格者数、および合格率については、様式 4（基礎データ 14）に示されています。平成 31（2019）年度には、84 名中 82 名が合格し、合格率は 97.6％でした。令和 2（2020）年度は 81 名中 80 名が合格し、合格率は 98.8％、令和 3（2021）年度は 74 名中 72 名が合格し、合格率は 97.3％、令和 4（2022）年度は 90 名中 87 名が合格し、合格率は 96.7％、令和 5（2023）年度は 85 名中 82 名が合格し、合格率は 96.5％でした。各年度において 1 名以上の不合格者が出ていますが、本学科の合格率は全国の新卒受験者の合格率を上回っています。

また、過去 5 年間の保健師国家試験の受験者数、合格者数、および合格率についても様式 4（基礎データ 14）に示されています。平成 31（2019）年度には、受験者 30 名全員が合格し、合格率は 100％でした。令和 2（2020）年度も 30 名全員が合格し、合格率は 100％、令和 3（2021）年度は 30 名中 28 名が合格し、合格率は 93.3％、令和 4（2022）年度は 30 名全員が合格し、合格率は 100％、令和 5（2023）年度も 29 名全員が合格し、合格率は 100％でした。直近 5 年間では、令和 3（2021）年度を除き、全ての年度で合格率は 100％を維持しています。

本学科では、国家試験の合格を目指し、学生主体で運営される「国試対策部会」を定期的に開催しています。この部会では、教員がサポート役を務め、実習などで参加できない場合を除き、各学年から代表学生が参加しています。部会では、学年ごとに実施している模擬試験など、国家試験対策の取り組みについて報告し合っています。具体的な活動内容や課題についての報告は、先輩から後輩へと情報が引き継がれており、困ったことがあれば先輩が気軽に助言を行います。1 年生は、当初は何をすればよいのかわからない場合が多いですが、先輩の報告内容を参考にすることで、徐々に対策を実施できるよう

になり、主体的に活動する力を養っています。このように、学生が主体的に活動し、先輩から後輩へと知識や経験が継承される仕組みが整っています。

4年次には、看護師国家試験および保健師国家試験の模擬試験を複数回実施しています。模擬試験の結果、成績が伸び悩んでいる学生に対しては、主にクラス担当教員や卒業研究ゼミ教員が面談を行い、個別指導や動機付けを行っています。残念ながら不合格となった学生については、4年次の元クラス担当教員が支援を行い、翌年度の国家試験に向けて学習計画を一緒に立案し、模擬試験の情報提供や受験手続、就職に関する支援を行っています。

本学は地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成を使命としています。本学の過去5年間の卒業直後の就職・進学者数と割合を、様式4（基礎データ15）に、看護職として就職した者の割合を、様式4（基礎データ16）に提示しています。

本学は、定員5名の3年次編入学生枠を設けており、卒業者数は、編入学生を含めた数字になっています。平成31（2019）年度の就職者は卒業者89名中78名（就職率87.6%）で、78名中76名（97.4%）が看護職として就職し、進学者は6名（6.7%）でした。令和2（2020）年度の就職者は、卒業生86名中76名（就職率88.4%）で、73名が看護職として就職し、1名が警察官となり、進学者は7名（8.1%）でした。令和3（2021）年度の就職者は卒業生79名中74名（就職率93.7%）で、74名全員が看護職として就職し、進学者は4名（5.1%）でした。令和4（2022）年度の就職者は95名中82名（86.3%）、77名が看護職として就職し、進学者は9名（9.5%）でした。令和5（2023）年度は卒業生90名中82名（就職率91.1%）で、82名全員が看護職として就職し、進学者は4名（4.4%）でした。

進学者に関しては、ほとんどが看護系の大学院や助産学専攻科、養護教諭養成コースへ進学しています。卒業者全体の進路を見ると、卒業後の就職者と進学者を合わせると94.3〜98.7%の範囲で推移しています。なお、就職者には、ほとんどが看護職に従事する者が含まれており、進学者もすべて看護系の進路を選択しています。また、卒業後に就職しなかった者には、国家試験に不合格となった者、非常勤の看護師として働く者、または妊娠・出産のために就職を見送った者が含まれます。この進路の傾向は、当学の教育理念と一致していると言えます。

**評価項目：３－３．雇用者・卒業生からの評価と改善**

・現状や課題

1)実習施設及び卒業時就職施設への調査

令和4（2022）年5月～9月に実施した「名桜大学看護学科の教育改善についてのアンケート調査」では、実習施設および卒業生が勤務する施設の管理者を対象に調査を行いました。(資料52　「名桜大学看護学科の教育改善についてのアンケート調査」について(ご依頼)（施設の管理者等対象)）調査の結果、沖縄県内32施設、県外14施設の計46施設から回答を得ることができ、そのうち28施設で卒業生が勤務している（またはしていた）ことが確認できました。

回答が得られた施設は、総合病院、訪問看護ステーション、介護保健施設（介護老人保健施設、居宅介護支援事業所)、自治体等でした。本学科の卒業生について、他の教育機関の卒業生と比較した評価では、次の項目で50%以上の施設から高い評価を受けました：「生命の尊厳と人権を擁護する姿勢（62.5%)」と「主体的に学び続ける姿勢（59.3%)」、「看護実践に必要な専門的知識・技術を身に付けている（53.1%)」、「連携・協働する力を身につけている（65.6%)」、「周りに関心をもって反応する姿勢がみられる（62.5%)」。一方、他の教育機関の卒業生と比較してやや劣っていると評価された項目は「課題を発見し解決する力がある（9.3%)」「自らの意見をわかりやすく表現できる（9.3%)」でした。自由記述では、「机上での学習だけでなく体験を積んでほしい」との意見があり、多角的思考と実践力を発揮できる人材の養成が求められていることが推察されました。

2) 卒業生への卒業時調査及び卒業後調査

本学科は開設当初より、「沖縄の豊かなケアリングの精神を受け継いだ創造的な看護実践者を育てます」をキャッチフレーズに、学生が主体的に授業に参画する「参画型看護教育」を実践してきました。これにより、「自己との対話」、「他者との対話」、「地域社会との対話」を通じて「個人の学修目標を達成」し、「自己教育力の育成」を目指した教育を行っています。

平成27（2015）年から令和4（2022）年にかけて実施した「教育プログラムへの要望調査」(資料51：令和4年度卒業生へのアンケート）では、全回答数は388名でした。年度ごとの回答者数は38名（42.2%）から87名（97.8%）と変動しましたが、「大学生活の充実度」においては、「非常に充実していた」および「充実していた」を合わせて80%以上を占めました。また、「地域・国際社会貢献能力」では、「非常にそう思う」および「そう思う」を合わせて55%から97.3%と高評価でした。「大学のお勧め度」でも、「非常にそう思う」および「そう思う」を合わせて60%から98%に達しました。この結果から、多くの卒業生が本学科に満足していることが示されました。一方、「実践的な授業の満足度」や「幅広い教育カリキュラムの満足度」については、「どちらともいえない」が10%から40%であり、「非常に満足」および「わりと満足」は50%程度にとどまりました。令和4（2022）年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、授業がオンラインで実施され、臨地実習科目も学内実習に変更されたこと、部活動やサークル活動の自粛、大学祭の中止などが満足度の低下に影響を及ぼしたと考えられます。

卒業生を対象に実施したアンケート調査では、コロナ禍での代替実習について、令和4年度および令和5年度ともに90%以上の学生が「臨地実習への対応は適切であった」(「わりとそう思う」を含む）と評価しています（資料55：令和5年度卒業生へのアンケート【看護学科用】)。ICTを活用した学内実習の工夫や感染症対策に対する学科の取り組みが高く評価され、効果的であったと認識されています。

また、令和4（2022）年度に「卒業生に対する調査」(資料53：「名桜大学看護学科の教育改善についてのアンケート調査」）をWeb上で実施しました。回答数は92件（全卒業生の約10%）と低かったものの、94.6%の回答者が常勤勤務者であり、職種は看護師79.2%、保健師8.5%、助産師3.6%でした。卒業後のキャリア満足度は、「大いに満足している」、「満足している」、「どちらかと言えば満足している」を合わせて97.7%と高い結果でした。「看護学科での学習・研究の有意義度」については、「有意義であった」および「概ね有意義であった」が81.5%でした。「現在のキャリアにおいて、看護学科での学習・研究が役立っているか」については、「役立っている」および「大いに役立っている」を合わせて78.2%でした。一方、看護管理者等を対象とした「名桜大学看護学科の教育改善についてのアンケート調査」（資料52　「名桜大学看護学科の教育改善についてのアンケート調査」について(ご依頼)（施設の管理者等対象)）では、人間性を重視する傾向が強く、看護師の技術力の評価にズレが見られました。この結果から、卒業生は即戦力としての技術向上を望む一方で、看護管理者は人間性やコミュニケーション能力を重視していることが分かります。

現在の職務において学科のディプロマポリシー（DP）をどの程度重視するかについて、5段階評価で「とても重視する」および「やや重視する」と回答した割合は次の通りでした。「幅広い教養（マナー・一般常識等）」は98.9%、「倫理的な感受性」は97.8%、「生命の尊厳と人権擁護の姿勢」は97.8%、「主体的に学び続ける姿勢（熱意・チャレンジ精神等）」は96.7%、「批判的・論理的思考」は96.7%、「課題発見、問題解決力」は94.6%、「多様性、寛容性（ストレス耐性、バランス感覚）」は97.8%、「自己表現・表出する力（コミュニケーション力）」は97.8%、「専門的知識・技能の習得」は87.0%、「連携・協働する力」は100.0%、「周囲への関心と反応する姿勢（参画力）」は98.9%、「粘り強さ、忍耐力」は88.0%でした。これらの結果から、「専門的知識・技能の習得（87.0%）」および「粘り強さ、忍耐力（88.0%）」が他の項目に比べて低評価であったことが示されました。この背景には、新型コロナウイルス感染症の影響により臨地実習が十分に実施できなかったことだけでなく、参画型教育においてグループでの課題解決を重視した結果、「倫理的な感受性」や「コミュニケーション力」、「連携・協働する力」などが高く評価された一方、個人の技能獲得に対する自信が不足していることが影響していると考えられます。これは、就職先で他の養成校出身の同期生との比較による自己評価の結果であり、今後の成長の契機となることが期待されます。

この調査結果を踏まえ、本学科の教育における課題である「専門的知識・技能の修得」に対する自己評価の改善に向けて、2年次後期の技術評価（OSCE）を継続するとともに、卒業時の技術の到達度評価の検討が課題であると考えます。さらに、臨地実習における教育が臨地と協働でスムーズに行えることを目指し、年1回の「実習連絡調整会議」の開催を継続します。これにより、領域別実習における実習指導者との意見交換を促進し、実習施設との協力体制を強化し、より実践的な実習環境を整備します。さらに、卒業後のキャリアビジョンをより明確化するために、病院合同説明会と同日にキャリアデザイン科目として複数の卒業生の講話を企画し、在学生が卒業生と交流する機会を設けています。

これまで、県内で看護職として活躍している卒業生に対する地域住民からの評価として、患者経験のある方々から感謝の声が寄せられることがありましたが、教育の課題や改善点を指摘する意見は見受けられませんでした。このことから、卒業生の活躍が地域貢献に繋がっていると考えられます。また、在学生の保護者で構成される保護者会および年に3回開催される保護者懇談会においても、看護学科の教育に関する評価は肯定的な意見が寄せられています。

**評価基準４．入学者選抜**

看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーに賛同して学修を希望する入学生を獲得するために、アドミッション・ポリシーを明示し、それに合った入学者選抜を行っていること。

**評価項目：４－１．看護学学士課程のアドミッション・ポリシー**

看護学科の「アドミッション・ポリシー」（以下、「AP」という。）は、本学の「全学的 3 つのポリシー」および看護学科の「教育理念」を反映した、以下の 3 項目から構成されています。この 3 項目は、看護学科の「DP」と対応しています（AP の下に記載）。AP は、入学時に必要となる資質を踏まえ、高校生活を通じて身につけておくべき「学力の 3 要素」を DP と整合するよう設定しています。

【アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）】

看護学科の教育目標を達成するために、本学科に入学を希望する人には以下のことを求めます。

1. 豊かな個性と強い学習意欲を有し、主体的に取り組む姿勢を持っていること
   DP2　地域社会や国際社会の課題に取り組み探求し続けるための生涯学習力
   DP6　自律性と参画力を備え、関連する専門職者および地域と協働・連携する力

2. 基本的な学習スキルを活用し、他者との対話や議論を通じて、現代社会の課題を理解・分析したうえで、自らの考えを様々な方法で創造的に表現できること
   DP3　自由な発想で課題を発見し、批判的・論理的に思考し、解決する力を身につけ、人々の健康と福祉に寄与する力
   DP4　多様な視点を尊重し、自らの考えをわかりやすく表現する力
   DP5　看護を必要とする人を全人的に捉え、科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する力
   DP6　自律性と参画力を備え、関連する専門職者および地域と協働・連携する力

3. 看護学科の特徴を正しく理解し、文系・理系に偏ることなく高等学校教育における基礎的な学力を身につけていること。なお、生命科学の基礎となる生物、化学については、基礎的な知識を身につけておくことが望ましい。
   DP1　豊かな教養、深い専門性、高い倫理性を兼ね備え、生命の尊厳と人権を尊重し擁護する力

本 AP は、高校生、高等学校教諭、保護者等に分かりやすく簡明平易に記述されています。また、入学生が自らの強みを発揮できるように、「入学者選抜方針」を設定しています。これらの情報は大学ホームページ、学生募集要項、大学概要などに明記されており、オープンキャンパスや各種進学説明会、高等学校進路指導担当との面談の際にも説明しています（資料 54：名桜大学ホームページ　人間健康学部三つのポリシー（https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/policy/college/nurse/)）。

看護学科の学生募集は、①県内・県外の各種進学説明会、②高等学校進路指導担当者との面談等、③オープンキャンパス、④沖縄県内の様々なイベントでの PR 等、⑤大学ホームページ、⑥各種 SNS における情報発信等により行っています。さらに、学科紹介 Web コンテンツの制作に取り組んでおり、On-line 配信に向け、看護学科の AP、CP、DP の説明とともに、看護学科のカリキュラムの特徴や強み、看護職のキャリアデザインを紹介する動画を作成し、オンデマンド配信を行っています。また、大学院生との協働で、学科紹介動画（約 12 分）を作成して Web 配信を行っています。このように、看護学科の DP、CP、AP への理解が深まるよう、様々な方法を用いて取り組んでいます。

**評価項目：４－２．看護学学士課程の入学試験とその改善**

看護学科の入学者選抜試験は、「学校推薦型選抜（沖縄枠推薦：奄美以南含む、北部枠推薦、北部枠指定校推薦」）では書類審査、総合問題と面接試験を実施、「一般選抜（前期日程）」では大学入試センター試験指定科目、書類審査、総合問題と面接試験を実施、「社会人特別選抜」では書類審査、総合問題と面接試験を実施、「3 年次編入学試験」では書類審査、総合問題と面接試験を実施、の 4 種類からなっています（資料 19　令和 5（2023）年度入学者選抜試験要項）。

すべての選抜試験では、「学力の 3 要素」（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を踏まえた AP に従って入学生を選抜しています。また、全ての入学志願者に対して「看護学科の特徴を正しく理解していること」を求めています。さらに、入学生が自らの強みを発揮できるように、多様な入学者選抜を行っています。

【入学者選抜方針】

①「学校推薦型選抜（沖縄枠推薦：奄美以南含む、北部枠推薦、北部枠指定校推薦）」

学校推薦型選抜では、志願者が「豊かな個性と強い学習意欲を有し主体的に取り組む姿勢を持っていること」および「基本的な学習スキルを活用し、他者との対話や議論を通して、現代社会の課題を理解・分析したうえで、自らの考えを様々な方法で 創造的に表現できること」を特に重視します。

出身高等学校長の推薦に基づき、書類審査、個別学力検査（教科・科目や総合問題による学力検査)、個別試験（小論文、面接等）により、入学志願者の能力・意欲・適性、看護学科の理解度等を多面的・総合的に評価・判定します。

②「一般選抜（前期日程)」

一般選抜は、志願者が「文系・理系に偏ることなく高等学校教育における基礎的な学力を身につけていること。なお、生命科学の基礎となる生物、化学については、基礎的な知識を身につけておくこと」を特に重視します。

大学入学共通テスト、書類審査、個別学力検査（教科・科目や総合問題による学力検査)、個別試験（小論文、面接等）により、入学志願者の能力・意欲・適性、看護学科の理解度等を多面的・総合的に評価・判定します。

③「社会人特別選抜」

「豊かな個性と強い学習意欲を有し主体的に取り組む姿勢を持っていること」および「基本的な学習スキルを活用し、他者との対話や議論を通して、現代社会の課題を理解・分析したうえで、自らの考えを様々な方法で創造的に表現できること」を重視し、さらに、社会人経験を基盤として多角的に物事を捉える力を求めます。

書類審査、個別学力検査（教科・科目や総合問題による学力検査)、個別試験（小論文、面接等）により、入学志願者の能力・意欲・適性、看護学科の理解度等を多面的・総合的に評価・判定します。

④「3 年次編入学試験」

「豊かな個性と強い学習意欲を有し主体的に取り組む姿勢を持っていること」および「基本的な学習スキルを活用し、他者との対話や議論を通して、現代社会の課題を理解・分析したうえで、自らの考えを様々な方法で創造的に表現できること」を重視します。さらに看護基礎教育機関で学んだことを基盤として、多角的に看護を考える力を求めます。書類審査、個別学力検査（教科・科目や総合問題による学力検査)、個別試験（小論文、面接等）により、入学志願者の能力・意欲・適性、看護学科の理解度等を多面的・総合的に評価・判定します。

上記の入学者選抜方針は、大学の HP に掲載するとともに、入学者選抜要項に記載しています。また、入学者選抜要項においては、AP を反映した「出題方針・評価方針」を明記し、「書類審査」、「総合問題」、「大学入学共通テストの利用形式」、「面接」のすべての側面において、AP を反映した方法で、入学者選抜試験を実施する体制を整えています（資料 54　名桜大学ホームページ　人間健康学部三つのポリシー（https://www.meio-u.ac.jp/about/disclosure/education/policy/college/nurse/）、資料 19　令和 5（2023）年度入学者選抜試験要項）。

AP と入学者選抜試験、および入学後の学習状況との関連については、以下の視点から入試制度の評価と検討を行っています。

第 1 に、入学後に全新入生を対象に行われる「学力調査」の結果、第 2 に、2 年次の中間評価の GPA の平均における入試種別による違い、第 3 に、3 年次の実習評価において、課題を抱える学生の状況や背景についての分析、第 4 に、本学科への入学後の適応状況について、休学率や退学率を比較すること、第 5 に国家試験不合格者の入試種別による偏りや背景について分析することです。

1 年次の学力調査によると、一般選抜入試の学生に比べ、学校推薦型選抜の学生は基礎学力が相対的に低い傾向があります。この基礎学力の不足が、必修科目の多い段階的教育プログラムにおいて成績不振を引き起こし、休学や退学に繋がることもあります。この問題に対処するために、学校推薦型選抜の入学者を対象とした入学前懇談会や入学前講座の受講を推奨しています。また、Web による入学前教育プログラム（LINZ）を導入し、自己学習を促進しています。2 年次中間評価の GPA の比較では、成績不振者（GPA が低いまたは不可の科目がある学生）は学校推薦型選抜の学生に多い傾向があります。しかし、高学年になると、学校推薦型選抜の学生の成績は向上しています。令和 5（2023）年度の在籍学生 353 名のうち、休学中または原級留置の経験がある学生は 12 名で、入試種別ごとの差はなく、退学者は 1 名のみでした。また、国家試験の合格状況については、年度ごとに不合格者の入試種別に違いが見られます。このため、基礎学力に課題を抱える学校推薦型選抜入学生の国家試験受験学力への影響を分析し、入試改革に取り組んでいます。

本学は、沖縄県北部 12 市町村組合を設立団体とする公立大学として、地域の保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成を使命としています。令和 4（2022）年度には、北部枠推薦 20 名の定員のうち、新たに北部枠指定校推薦を設定しました。この制度のもとで、1 年目に 6 名、2 年目に 5 名の学生が選抜され、在籍しています。北部枠指定校推薦制度を導入してまだ 4 年を経ていないため、卒業年度までの追跡はできていませんが、地域や専門学科を有する高校からは進路の選択肢が広がると評価されています。地域のニーズに応じて、今後も北部枠指定校推薦制度を継続するためには、高大接続事業の強化が課題と考えています。

入学者選抜試験の公平さ、公正さを担保するため、以下の課題に取り組んでいます。

第 1 に「面接」の判定基準の見直しです。本学科では、面接試験を助教以上の複数の教員が評価し、その採点結果を学科入試委員会、学科教授会、学科会議、学部入学者選抜委員会で審議し、最終的に学部教授会で決定しています。このプロセスにおいて、面接評価の基準が一貫して解釈されるよう、基準の表現を明確にすることを検討しています。第 2 に、「書類審査」の採点基準の見直しと、書類審査体制の効率化を図る事です。学校推薦型選抜および一般選抜（前期日程）において、複数の評価者が活動実績を評価しています。採点者ごとの評価のばらつきをなくすために、書類審査の採点基準を明確化し、審査体制の効率化を図っています。また、ICT を活用した評価方法の導入と効率化が今後の課題です。第 3 は、入試情報の漏洩防止を徹底することです。そのため、入試に関わる教員が、家族に受験生がいる場合は入試業務に関与しないことを徹底しています。また、入試関連書類や情報の漏洩防止に関する厳重な注意喚起を行い、公平性と公正性の確保に努めています。